

2022 年度

事業報告書
事業報告の附属明細書

2022 年 4 月 1 日から
2023 年 3 月 31 日まで

公益社団法人日本アイソトープ協会

目 次

事業報告書.....	- 1 -
要旨.....	- 1 -
具体的な取組み	- 1 -
1. アイソトープ供給	- 1 -
(1) アイソトープ.....	- 1 -
1) アイソトープの供給	- 1 -
2) アイソトープ・放射線の校正.....	- 2 -
3) アイソトープに関する技術開発、研究開発.....	- 2 -
(2) 放射性医薬品.....	- 2 -
1) 放射性医薬品原料の安定的確保.....	- 2 -
2) 放射性医薬品の供給	- 2 -
3) 放射性医薬品利用の促進.....	- 3 -
2. RI 廃棄物管理.....	- 4 -
(1) RI 廃棄物の集荷	- 4 -
(2) RI 廃棄物の貯蔵・処理	- 4 -
(3) RI 廃棄物の合理的取扱いの推進.....	- 4 -
(4) RI 廃棄物の処分に向けた取組み	- 4 -
3. 調査研究・普及啓発.....	- 4 -
(1) 部会活動.....	- 4 -
1) 理工・ライフサイエンス部会.....	- 4 -
2) 医学・薬学部会	- 5 -
3) 放射線安全取扱部会	- 7 -
(2) 研究発表会の開催	- 8 -
(3) 講習会の開催.....	- 8 -
(4) 図書等の編集、発行、頒布.....	- 8 -
1) 機関誌	- 9 -
2) アイソトープ安全取扱及び管理に関する図書.....	- 9 -
(5) 表彰.....	- 9 -
1) 日本アイソトープ協会奨励賞.....	- 9 -
2) RADIOISOTOPES 誌論文奨励賞	- 9 -
3) アイソトープ・放射線研究発表会若手優秀講演賞.....	- 9 -

(6) 一般の方への啓発活動.....	- 9 -
1) 放射線教育への支援.....	- 9 -
2) 展示・施設公開.....	- 10 -
3) その他の啓発活動.....	- 10 -
4. 組織運営.....	- 10 -
(1) 組織運営.....	- 10 -
(2) 会員への情報提供.....	- 10 -
(3) 将来への取り組み.....	- 10 -
(4) RI施設の廃止措置.....	- 10 -
会員の動向、総会・役員会について.....	- 11 -
1. 会員に関する事項.....	- 11 -
2. 総会に関する事項.....	- 11 -
(1) 第 69 回定時社員総会.....	- 11 -
3. 役員会に関する事項.....	- 11 -
(1) 第 191 回通常理事会.....	- 11 -
(2) 第 192 回臨時理事会.....	- 12 -
(3) 第 193 回通常理事会.....	- 12 -
(4) 第 194 回通常理事会.....	- 12 -
(5) 常任役員会及び常務理事会.....	- 13 -
業務の適正を確保するための体制の整備に係る決定内容及び当該体制の運用状況の概要...	- 14 -
1. 「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」の決定内容.....	- 14 -
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況.....	- 14 -
(1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制.....	- 14 -
(2) 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制.....	- 14 -
(3) 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制.....	- 14 -
(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制.....	- 14 -
(5) 職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制.....	- 14 -
(6) 監事および監査補助者に関する事項.....	- 14 -
事業報告の附属明細書.....	- 18 -

事業報告書

要旨

2022 年度は日本国内において過去最多の新型コロナウイルス感染症新規陽性者が発生する中、政府による新たな行動制限は行われず、社会経済活動の維持と感染症対策との両立が進み、日本社会が新型コロナウイルスとの共存に舵を切った年となった。

当協会の事業活動においては新型コロナウイルス感染症による影響は限定的であり、コロナ禍に落ち込んだアイソトープの利用機会が以前の水準にほぼ回復したと捉えている。

アイソトープ供給においては、アイソトープの製造を担う海外原子炉の大規模メンテナンスの影響を受け、一部製品の供給制限を余儀なくされたが、適時の情報提供や代替製品での対応等により利用者への影響を低減するよう努めた。

RI 廃棄物管理では、全国から RI 廃棄物を集荷し、安全かつ適切に処理、貯蔵管理を行った他、RI 廃棄物の合理的取扱いについて、関係機関と連携し規制合理化に向けた検討を推進した。

調査研究・普及啓発としては、感染症対策を行い各種イベント・講習会を開催すると共に、国内外のアイソトープ利用に係る調査研究や研究者の知識の向上及び人的交流の促進に資する活動を行った。

放射性同位元素等の規制に関する法律(以下、放射性同位元素等規制法)に関する各種改正案に対しては、日本のアイソトープ・放射線の有効で安全な利用に貢献するため、当協会及び放射線安全取扱部会としての意見をそれぞれ原子力規制委員会に提出した。

これからの時代に対応し、合理的かつ効率的に事業を行う環境を整備するため、新本部・研修施設の基本計画を策定した。また、アイソトープの供給事業に不可欠である新基幹システムの設計を推進した。

本部 RI 施設の廃止措置作業を計画的に進め、排水設備廃止措置の前段階となる周辺建屋の解体作業に着手した。

具体的な取組み

1. アイソトープ供給

(1) アイソトープ

1) アイソトープの供給

- ① 研究分野等で利用される放射性試薬及び様々な分野で利用される密封線源を輸入、加工、製造し、供給することに努めた。また、医薬品開発等の利用を目的とした短半減期核種非密封線源の供給を安定かつ充実させた。放射性試薬の総合情報サイト **J-RAM** に非密封線源の販売や利用に関する情報を公開すると共に、大

学、研究機関等の RI 施設と連携、協力し、参加機関の追加等、既存の RI 施設等の資源活用に向けたプラットフォームの利用を推進した。

- ② 保有技術を活かし、特別仕様の製品を製造・供給した。
- ③ 自然災害等の緊急事態を想定し、緊急性の高い線源を早期に供給できるよう体制整備を進めた。
- ④ 使用されなくなった密封線源の引取りを適宜進め、川崎技術開発センターの貯蔵施設を有効活用し適切に保管管理すると共に、海外の線源供給メーカ等への引渡しを効果的に実施した。

2) アイソトープ・放射線の校正

計量法に基づき登録された校正事業者として、各種アイソトープ・放射線の利用技術の基盤となる信頼性の高い放射線・放射能標準を供給し、医療、環境等の様々な分野における更なるアイソトープ・放射線の安全利用の普及に寄与した。

3) アイソトープに関する技術開発、研究開発

川崎技術開発センターの施設・設備及び線源製造等で培われた専門技術を最大限に活用し、利用者のニーズに応えると共に、更なる技術力の向上に努め、新たなアイソトープ利用の技術開発等を推進した。標準線源等の開発やそれに必要な計測技術・製造技術に関する研究を推進すると共に、利用者のニーズに応え、製造・計測に係る試験を実施した。

(2) 放射性医薬品

1) 放射性医薬品原料の安定的確保

国際的な ^{99}Mo サプライチェーン団体等から、海外原子炉や世界的な ^{99}Mo の供給状況に関する最新の情報収集を行い、関係官公庁、関係学会、製薬企業と連携して、放射性医薬品原料の安定的確保に努めた。関係官公庁等が実施する ^{99}Mo 等の医療用 RI の国産化実現に向けた委員会等に参画・協力した。また、内閣府及び日本放射性医薬品協会と協働し、医療用 RI の国内製造に関する最新状況の調査や関係法令等の制度上の課題及び国産医薬品原料の供給体制の在り方の整理等を行った。

2) 放射性医薬品の供給

- ① 全国の医療機関に対し放射性医薬品を安定的に供給した。一部製品の供給制限が発生する場合は、製薬企業と連携して適宜関連学会及び全国の医療機関へ迅速に連絡すると共に、代替製品への利用調整等、利用者への影響の低減に努めた。自然災害等の緊急事態に遭遇した場合における事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための手法、手段等について、製薬企業等と協議し、必要な整備、

検討を進めた。

- ② 事業継続並びに業務の効率化のため、請求書の電子発行を 2023 年 2 月発送分より開始した。
- ③ 放射性医薬品共同受注システム（以下、RIOS-NET）の改修を行い、誤発注防止機能を追加した。RIOS-NET のプロモーション活動を行いながら、利用者の要望を収集し、今後の改善内容及び次期改修計画の検討を行った。

3) 放射性医薬品利用の促進

- ① 核医学の活性化を図るため、医学・薬学部会、日本核医学会、製薬企業等と連携し、国内外で開発されている新規放射性医薬品の情報収集を行うと共に、国内導入に向けて開発を検討している企業等からの令和 6 年 1 月 1 日施行の改正放射性同位元素等規制法への対応等の問い合わせに関して、積極的に対応した。また、既に開発が進められている ^{68}Ga PET やアイソトープを利用した治療用医療機器が速やかに国内で利用可能となるよう、開発企業をサポートしながら、医薬品若しくは医療機器として利用される際の課題解決に向け、関係官公庁への相談や折衝に取り組んだ。
- ② 新たな核医学治療用の放射性医薬品が適切かつ安全に利用できるように、特別な放射線安全対策を講じた一般病室（特別措置病室）に放射性医薬品投与患者が入院できるようにする医療法関連法令の改正に協力し、当該病室の適切な利用を推進するための情報提供を行った。新たな放射性薬剤の治験実施については、治験薬メーカーと連携して適切な放射線安全対策等のサポートに努めた。また、厚生労働科学研究費補助金による研究において、治験を通じて患者の退出等に関する新たな放射線安全の考え方や措置に関する検証等への技術的な支援を行った。
- ③ 今後期待される核医学治療用の新たな核種の放射性医薬品導入に向けて、日本核医学会新核種導入作業部会によるアンケート調査結果の取りまとめや考察等に協力した。
- ④ 福島県立医科大学から受託した放射性薬剤の臨床応用に向けた課題抽出委託調査業務を実施し、報告書を取りまとめた。
- ⑤ 日本核医学会 PET 核医学分科会、核医学診療推進国民会議等の運営サポート等、関係学会への協力を通じて、核医学診療の普及・推進に努めた。
- ⑥ 医療放射線の安全管理及び取扱いに関する医療法等の情報提供及び相談対応を行った。
- ⑦ 市民向け医療講演会「PET 検査が支える新たな α 線がん治療—中性子捕捉療法—」をオンライン形式で開催し、一般の方を含め、広く放射線治療、診断の啓発を行った。

- ⑧ 日本放射性医薬品協会と協力して、放射性医薬品の輸送従事者を対象とした輸送講習会をオンライン形式で開催し、従事者の啓発並びに緊急時対応に関する訓練を行い、安全輸送の徹底に努めた。

2. RI 廃棄物管理

(1) RI 廃棄物の集荷

全国の RI 施設等から安全確保に十分留意して RI 廃棄物を集荷した。また、放射化物の集荷や施設廃止に伴う RI 廃棄物の臨時集荷についても適切に対応した。

関係官公庁からの要請により、管理下でない RI 廃棄物等の回収を行い、国内の放射線安全の確保に貢献した。

(2) RI 廃棄物の貯蔵・処理

RI 廃棄物を安全かつ適切に貯蔵管理した。また、研究 RI 廃棄物の処理が安全かつ効率的に実施されるように関係者に対して技術支援を行った。なお、施設の効率的運用の観点から、茅記念滝沢研究所においては、医療 RI 廃棄物の貯蔵管理と処理施設の維持管理を行った。

(3) RI 廃棄物の合理的取扱いの推進

医療 RI 廃棄物をはじめとして、RI 廃棄物の合理的取扱いについて、関係機関と連携し規制合理化に向けた検討を推進した。

(4) RI 廃棄物の処分に向けた取組み

処分実施主体である国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、RI 廃棄物に関する情報提供等の協力を行うと共に、埋設処分実施に向けた技術的検討課題等について情報共有を行った。

3. 調査研究・普及啓発

(1) 部会活動

各部会において部会活動全般の活性化を図り、以下の活動を行った。

1) 理工・ライフサイエンス部会

① 幅広い分野におけるアイソトープ利用の普及促進及び利用拡大に向けた活動

アイソトープの使用核種、利用形態等の調査のため、アイソトープの利用者を対象にアンケートを実施した。速報版を当協会ウェブサイトに公開すると共に、RADIOISOTOPES への掲載に向けて考察を行った。

また、国内における RI 製造施設等の供給実績及びその他供給可能な数量の情報を取りまとめるため、調査方法の検討を行った。

- ② 次世代における核医学イメージング利用の拡大と活性化に向けた活動
核医学を支える画像検査として国内の主流である SPECT 検査を、より精度が高い PET 検査が代替する可能性について提言するため、RADIOISOTOPES への論文投稿を企画した。また、日独米における放射線教育及び資格制度に着目した比較調査を行った。
- ③ 食品照射の実用化の推進及び研究者の人材育成に向けた活動
食品照射における世界情勢やニーズ等について専門委員会委員及び行政関係者等の関係者間で情報共有を行った。また、国内において、食品照射技術に対する正確な理解を促進するため、IAEA 技術報告書「Manual of Good Practice in Food Irradiation」の翻訳版の公開に向けて作業を進めた。
- ④ 動画を利用した教育活動
若手研究者等のアイソトープ・放射線の利用促進のため、計測や測定器の使い方、安全管理の方法等の教育用動画の作成に向けて、構成の検討を行った。
- ⑤ 若手研究者を対象としたアイソトープ利用の拡大と活性化に向けた活動
関連学会への講師派遣や研究者紹介ページの公開等、潜在的ユーザーへの啓発活動を行った。また、アイソトープ・放射線研究発表会において、学生や若手研究者に対して多様なキャリアパスを紹介するパネル討論「若手企画」を企画した。
- ⑥ RI 施設における放射線設備・機器の適切な使用に資する活動
ウェブサイト「放射線設備機器ガイド (Gradin)」を通じて、放射線設備・機器及びアイソトープ研究に関する論文等の情報を適宜更新し、発信した。
- ⑦ シンポジウムの企画
アイソトープ・放射線を基軸とした分野間連携の推進や新たなアイソトープ・放射線利用の発掘を目的とした産学の人的交流、情報・課題共有を行う第 3 回シンポジウム「宇宙から探る未来 ～カギとなる放射線～」を企画した。
- ⑧ 短飛程放射線に関する情報収集及び調査
核医学治療に用いる新たな薬剤の開発に関する基礎的知見を集積するため、様々な細胞標的への短飛程放射線の選択的な送達とその生物学的影響に関する情報収集を行った。

2) 医学・薬学部会

- ① 放射性医薬品の利用促進と施設内の安全取扱いに関する調査研究
海外で承認された新規放射性医薬品の情報を収集し、Isotope News に掲載した（「国内未承認放射性医薬品の現状について(9)」Isotope News、No.783）。
- ② 診断用放射性医薬品副作用・不良品事例調査の実施
放射性医薬品の安全性確保に資するため、「第 47 回放射性医薬品副作用事例

調査」を実施して調査結果を取りまとめ、日本核医学会機関誌『核医学』に投稿し、掲載された（「放射性医薬品副作用事例調査報告 第 44 報（2021 年度対象 第 47 回調査）」、核医学、第 60 巻）。

③ ポジトロン放出超短半減期アイソトープの臨床利用促進

「PET 検査件数に関するアンケート」を実施して調査結果を取りまとめ、Isotope News に掲載した（「PET 検査件数に関するアンケート調査報告 第 20 報」、Isotope News、No.785）。

第 62 回日本核医学会学術総会において、同学会 PET 核医学委員会と共催で PET 核医学ワークショップ「FDG-PET 保険収載 20 周年と今後」を開催した。

④ 放射性医薬品に関するマニュアル等の改訂

2022 年 10 月施行の医療法施行規則の一部改正等に対応し、関係学会と共同で取りまとめた『ルテチウムオキソドトロチド (Lu-177) 注射液を用いる核医学治療の適正使用マニュアル』第一版二刷及び『特別措置病室に係る基準、管理・運用及び行動規範に関するマニュアル (2022 年 10 月版)』を公表した。

⑤ 放射線診療における安全確保のための講習会の開催

関係学会と共同で密封小線源治療及びアイソトープ内用療法に係る次の安全取扱講習会をオンライン形式で開催した。

- ・「ヨウ素-125 シード線源による前立腺癌永久挿入密封小線源治療および高線量率ラルス医療安全取扱講習会」（日本放射線腫瘍学会・日本泌尿器科学会・日本医学放射線学会と共催）
- ・「塩化ラジウム (Ra-223) 注射液を用いた RI 内用療法における適正使用に関する安全取扱講習会」（日本医学放射線学会・日本核医学会・日本泌尿器科学会・日本放射線技術学会・日本放射線腫瘍学会と共催）
- ・「イットリウム-90 標識抗 CD20 抗体を用いた放射免疫療法の安全取扱講習会」（日本医学放射線学会・日本核医学会・日本血液学会・日本放射線腫瘍学会と共催）
- ・「I-131 (1,110MBq) による残存甲状腺破壊 (アブレーション) の外来治療における適正使用に関する講習会」（日本医学放射線学会・日本核医学会・日本核医学技術学会・日本甲状腺学会・日本内分泌学会・日本内分泌外科学会・日本放射線腫瘍学会と共催）
- ・「ルテチウムオキソドトロチド (Lu-177) 注射液を用いた核医学治療の安全取扱講習会」（日本医学放射線学会・日本核医学会・日本核医学技術学会・日本神経内分泌腫瘍研究会・日本内分泌学会・日本放射線技術学会・日本放射線腫瘍学会と共催）
- ・「3-ヨードベンジルグアニジン (I-131) 注射液を用いた治癒切除不能な PPGL に対する核医学治療の安全取扱講習会」（日本医学放射線学会・日本核医学

会・日本核医学技術学会・日本内分泌学会・日本放射線腫瘍学会と共催)

⑥ 全国核医学診療実態調査の実施

5年毎に実施している全国核医学診療実態調査を実施した。中間集計結果を第62回日本核医学会学術総会会場にて配布すると共に、最終調査結果をRADIOISOTOPESに掲載した(「第9回全国核医学診療実態調査報告書」、RADIOISOTOPES、Vol.72, No.1)。

3) 放射線安全取扱部会

① 部会総会、年次大会の開催

令和4年度放射線安全取扱部会年次大会(第63回放射線管理研修会)及び第63回部会総会を10月13日~14日にオンライン形式で開催した。

② 広報活動について

Isotope News「主任者コーナー」を企画、編集した。放射線取扱主任者・管理者に対して有益な情報を提供するため、分科会と連携する等して新たな企画を掲載した。

会員以外の放射線取扱主任者も対象とした「主任者ニュース(第28号)」を8月に発刊し、全国の放射線取扱事業所へ配布した。

③ 法令に関する諸問題の検討

原子力規制委員会が定める「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」の改正に伴い、当協会ウェブサイトに掲載中の「放射線障害予防規程ガイドの解説書」の第6号の測定について全面的な見直しを行った。

原子力規制委員会の「放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の改正案及び告示案(未承認放射性医薬品等の二重規制の解消等)に対する意見公募」や「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領の一部改正案に対する意見公募について」等計5個の意見公募に関して、部会としての意見を取りまとめ、提出した。

④ 放射線業務従事者のための教育訓練講習会、研修会、見学会の開催

コロナ禍のため、集合型教育訓練講習会等の開催を見合わせ、オンライン形式で教育訓練講習の標準コースを22回、医療従事者向けコースを12回、研修会・見学会を4回開催した。

⑤ 放射線取扱主任者試験問題の解答例の作成

各支部において、第1種、第2種の放射線取扱主任者試験問題の解答例を作成し、当協会ウェブサイトで公開した。また、この解答例を試験対策アプリに活用した。

⑥ 事業所内教育訓練 講師派遣

全国の事業所から依頼を受けて、放射線業務従事者のための教育訓練の講師

を派遣した。新規教育、再教育合わせて 18 事業所から計 31 講義を受託した。

⑦ 分科会の活動

2 つの分科会が活動を行った。

- ・「PET 施設管理研究会」では、放射線安全管理に関する情報交換を行った。
- ・「放射線取扱施設における安全管理技術の継承」では、管理者の世代交代時の技術やノウハウの伝承に向けて、Isotope News「主任者コーナー」への情報記事連載を行った(「シリーズ:日常管理のノウハウ第 20 回～第 22 回」Isotope News、No.781～784)。

(2) 研究発表会の開催

第 59 回アイソトープ・放射線研究発表会(当協会主催、協賛 30 団体・後援 36 団体)を 7 月 6 日～8 日にオンライン形式にて開催し、592 名の参加を得た(口頭発表 127 件、ポスター発表 24 件、特別講演 3 件、パネル討論 1 件)。

様々な専門分野の研究者が一堂に会し、利用技術等に関する研究及び関連するテーマの発表が行われた。また、若手研究者による発表の機会として多くの学生による口頭発表を実施した(口頭発表 127 件中の 49 件)。

(3) 講習会の開催

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として定員数を制限したため、例年より回数を増やし実施した。放射性同位元素等規制法に基づく登録資格講習機関として実施する第 1 種、第 2 種及び第 3 種放射線取扱主任者講習は、それぞれ 10 回、3 回及び 3 回、登録放射線取扱主任者定期講習機関として実施する放射線取扱主任者定期講習を 17 回(対面形式 8 回、オンライン形式 9 回)開催した。作業環境測定法に基づく登録講習機関として実施する第 1 種作業環境測定士(放射性物質)講習を 3 回開催した。

アイソトープ基礎技術入門講習会の講義の一部はオンライン形式に、放射線取扱主任者試験の受験対策セミナーでは、対面形式とオンライン形式それぞれの講習を開催した。

核医学診療の推進を目的とした放射性医薬品及びアイソトープの安全取扱いに関する医療従事者向けの研修等を事業化するため、研修概要等を取りまとめた。併せて、新施設に関連する研修施設に必要な設備・機能の検討を行った。

(4) 図書等の編集、発行、頒布

アイソトープ利用技術の向上及び安全取扱い並びに普及啓発のために、以下のとおり図書等を発行した。また、法令改正への対応等、図書の内容の見直しを行った。

1) 機関誌

① 広報誌『Isotope News』No.780～785, 特別号 No.7

幅広いジャンルのアイソトープ・放射線利用に関する分かりやすい解説記事を掲載する他、「豊かな生活を支える放射線・RI の産業利用」と題した新春座談会を掲載した（特別号 No.7）。また創刊 70 年を機に「Isotope News 創刊 70 年のあゆみ」と題して特集ページを掲載した（No.781）。

② 学術論文誌『RADIOISOTOPES』Vol.71, No.2～3, Vol.72, No.1

J-STAGE 及び当協会ウェブサイトで電子版を随時公開し、冊子を 3 回（7 月、11 月、3 月）発行した。放射性同位体、安定同位体及び放射線にかかわる投稿論文の他、連載講座「食品照射の現状と展望」6 本、日本アイソトープ協会奨励賞受賞者による解説記事 3 本を掲載した。また、周知のため会員向けメールマガジンで出版案内を配信した。

2) アイソトープ安全取扱及び管理に関する図書

法令改正に対応した「アイソトープ法令集Ⅰ（放射性同位元素等規制法）」、「アイソトープ法令集Ⅱ（医療法等）」を改訂し発行した。

(5) 表彰

1) 日本アイソトープ協会奨励賞

アイソトープ・放射線利用の基礎研究及び応用研究に関し、独創的かつ顕著な成果を発表し、将来の利用拡大・発展への寄与が期待できる研究者 3 名に対し、第 4 回（2023 年）日本アイソトープ協会奨励賞の授与を決定した。

2) RADIOISOTOPES 誌論文奨励賞

優秀な論文を発表した若手研究者 2 名に対し第 26 回（2022 年）RADIOISOTOPES 誌論文奨励賞を授与し、表彰した。

3) アイソトープ・放射線研究発表会若手優秀講演賞

若手研究者の研究活動の奨励を目的として、第 59 回アイソトープ・放射線研究発表会において、特に優秀な講演を行った若手研究者 11 名に対して若手優秀講演賞を授与し、表彰した。

(6) 一般の方への啓発活動

1) 放射線教育への支援

- ① 中学校、高等学校の生徒に対する放射線への理解促進のため、放射線実験で使用する放射線教育用線源の無料貸出しを行った（4 回）。
- ② 看護系の大学、短期大学、専門学校における放射線教育への支援として、放射線教育用実験セットの無料貸出しを行った（4 回）。

- ③ 滝沢研究所において、地元高等学校の生徒を対象に、放射線に関する講義及び滝沢研究所施設の見学会を実施した。

2) 展示・施設公開

武見記念館において、アイソトープ・放射線利用及び核医学等に関する常設展示と科学技術の発展に関するパネル、映像等の展示物を一般公開し、見学等を通してアイソトープ・放射線等に関する啓発活動を実施した。

3) その他の啓発活動

- ① 出版物の販売促進、当協会ウェブサイトの充実等により、アイソトープ・放射線利用に関する理解促進等のための広報活動を展開した。
- ② 川崎市が実施する科学イベントに参加した。イベントは3年ぶりに集客方式で開催され、地区住民へのアイソトープ・放射線に対する知識の拡大に努めた。

4. 組織運営

(1) 組織運営

公益法人として国民から信頼される組織であるために、総会、理事会等の機関運営を適切に実施した。また、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした緊急措置の実施と安定した事業継続の両立を図った。

(2) 会員への情報提供

当協会ウェブサイト、Isotope News、メールマガジンにより、適時の情報提供に努めた。

(3) 将来への取り組み

本部・研修施設を建設するため、新施設の与条件を整理し、設計作業を進めた。

建物の配置や平面計画、空間の構成、建築物として必要とされる機能・性能を検討し、基本計画として取り纏めた。基本計画に基づき、建設計画地における現況高低測量調査、地盤調査、騒音調査等を実施し、基本設計としての取り纏めを進めた。

基幹システムの老朽化に対応するため、新基幹システムの設計作業を進めた。

(4) RI 施設の廃止措置

駒込本部 RI 施設のうち、1号館については非密封 RI の使用廃止に伴う廃止措置作業を完了した。また、4号館から7号館及び9号館については各施設のフード、排気ダクト、埋設配管等設備の解体撤去及び除染作業を実施すると共に、4号館から6号館については除染作業完了後の最終汚染検査を実施した。これにより、昨年度最終汚染検査が終了していた2、3号館と4号館から6号館についてはすべての廃止措置作業が完了したため、原子力規制委員会へ廃止措置報告書を提出した。

4号館から6号館については、今後実施する排水設備の廃止措置における作業スペースを確保するために、建屋の解体作業に着手した。

会員の動向、総会・役員会について

1. 会員に関する事項

次表のとおり本年度において会員が 106 名減少し、本年度末現在の会員総数は、学生会員を含め、2,097 名となった。

	2021 年度末	2022 年度		2022 年度末	増 減
		増加数	減少数		
個人正会員	1,530	49	160	1,419	-111
特別会員	452	39	20	471	19
学生会員	13	4	9	8	-5
団体正会員	186	1	10	177	-9
賛助会員	22	0	0	22	0
計	2,203	93	199	2,097	-106

2. 総会に関する事項

(1) 第 69 回定時社員総会

第 69 回定時社員総会を 6 月 29 日に開催し、次の議題について審議可決した。

- 1) 定款変更の件
- 2) 理事 20 名選任の件
- 3) 監事 3 名選任の件
- 4) 役員報酬規程改正の件
- 5) 役員退職金規程改正の件

また、次の事項について報告した。

- 1) 2021 年度事業報告書及び決算書の件
- 2) 2022 年度事業計画書及び予算書の件

3. 役員会に関する事項

(1) 第 191 回通常理事会

第 191 回通常理事会を 6 月 6 日に開催し、次の議題について審議可決した。

- 1) 社員総会開催の件
- 2) 会計方針の変更に伴う経理規程一部改正の件
- 3) 2021 年度事業報告書及び決算書の件
- 4) 理事会運営規則改正の件
- 5) 役員懲戒規程制定の件
- 6) 役員懲戒規程制定に伴う関連規程改正の件

また、次の事項について報告した。

- 1) 2021 年度資金管理運用報告の件
- 2) 職務執行状況報告の件
- 3) 監事監査規程改正の件

(2) 第 192 回臨時理事会

第 192 回臨時理事会を 6 月 29 日に開催し、次の議題について審議可決した。

- 1) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び専任理事の選定の件
- 2) 常勤役員の報酬の件
- 3) 役員借上げ住宅の件
- 4) 責任限定契約締結の件
- 5) 特別会員推薦の件

また、次の事項について報告した。

- 1) 役員退職金支払いの件

(3) 第 193 回通常理事会

第 193 回通常理事会を 10 月 31 日に開催し、次の議題について審議可決した。

- 1) 規程改正の件

また、次の事項について報告した。

- 1) 職務執行状況報告
- 2) 2022 年度上期収支報告
- 3) 2022 年度上期資金管理運用報告
- 4) 本部・研修施設建設の件
- 5) 責任限定契約締結の件
- 6) 役員借上げ住宅の件

(4) 第 194 回通常理事会

第 194 回通常理事会を 3 月 8 日に開催し、次の議題について審議可決した。

- 1) 社員総会開催の件
- 2) 2023 年度事業計画書及び予算書等の件
- 3) 2023 年度運用方針の件
- 4) 役員候補者推薦委員会設置及び関連規程改正の件
- 5) 寄附の件（利益相反取引）
- 6) 会費の件（利益相反取引）
- 7) 定期建物賃貸借契約の変更の件（利益相反取引）
- 8) 役員賠償責任保険の締結の件

9) 特別会員推薦の件

また、次の事項について報告した。

- 1) 職務執行状況報告の件
- 2) 本部 RI 施設廃止措置の件
- 3) 本部・研修施設建設の件
- 4) 会員推移の件

(5) 常任役員会及び常務理事会

11 回の常任役員会及び 34 回の常務理事会を開催し、日常の業務執行に関すること等について審議した。

業務の適正を確保するための体制の整備に係る決定内容及び当該体制の運用状況の概要

1. 「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」の決定内容

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項第5号および一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条に規定する「業務の適正を確保するための体制整備」への対応として定めている「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」（最終改正2021年11月1日）は別紙の通りである。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

理事は経営理念及びコンプライアンスに関する諸規程を整備し、率先して誠実に遵守した。代表理事および業務執行理事は法令、定款、社員総会の決議を遵守し、忠実に職務を行い、職務執行の状況を理事会に報告した。監事は監事監査規程に基づき、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行い、理事の職務執行が法令もしくは定款違反のおそれがないことを確認した。

(2) 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

理事の職務執行にかかる情報については、法令及び文書管理規程等の内部規程に基づき、適切に保存・管理した。

(3) 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

リスク管理基本規程に基づき、リスク管理委員会を開催し、リスク管理に関する全体的な方針、年次計画等につき検討した。緊急時対策本部で決定したコロナウイルス感染症対策を実施し、業務継続体制を確保した。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

理事会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常任役員会を原則として月1回、常務理事会を原則として毎週開催し、業務運営全般に関する方針、計画及び業務執行に関する事項を審議・議決した。

(5) 職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程を整備し、理事及び職員へ周知している。理事及び職員が組織的又は個人的な法令違反行為等に関して相談又は通報できるようヘルプライン細則を整備し、適切に運用した。

(6) 監事および監査補助者に関する事項

監事は理事会に出席するほか、監査計画を作成し、業務又は業績に影響を与える重要な事項について理事及び職員に対して報告を求め、意見交換を行った。監査の実効性確保のため、理事及び職員は、監事監査業務に協力すると共に、監事の求める情報を提供した。監事監査規程に基づき、職員の中から監査補助者を任命し、監査補助者は、監事より監査業務に必要な指揮命令を受け、監事の職務の補助に当たった。理事は、監事が職務を執行できるようその費用を確保した。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

公益社団法人日本アイソトープ協会は、公益社団法人としての社会的責任を全うするため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備・運用するとともに、継続的な改善に努めるものとする。

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事は、コンプライアンスの実践を協会運営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営理念及びコンプライアンスに関する諸規程を整備し、率先して誠実に遵守する。
- (2) 代表理事及び業務執行理事は、定款の定めに従い、業務執行の状況を理事会に報告する。
- (3) 理事会は、監事が理事の不正行為、違法行為等に関し報告を行った場合は、これを尊重し適切な対応を行う。

2. 理事の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等の内部規程に基づき、適切に保存・管理する。
- (2) 理事及び監事は、これらの情報の保存及び管理状況を閲覧等で確認できるものとする。

3. 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業運営に関するリスクについては、発生しうるリスクを組織的に管理し、損害を未然に防ぐための対応策を策定・実施し、リスク管理する体制を整備する。
- (2) 重大リスクの顕在化が予測されるとき、又は、顕在化した際の危機管理に関する体制を整備し、適切な体制のもとに損失の最小化、損害の復旧、再発防止に取り組む。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常任役員会を原則として月1回、常務理事会を原則として毎週開催し、業務運営全般に関する方針、計画及び業務執行に関する事項を審議・議決する。
- (2) 理事会の決定に基づく業務執行については、事務局組織規程、職務権限規程等において、責任者及びその責任、執行手続きを明確化し、業務の効率化を図る。

5. 職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 全職員にコンプライアンスの必要性・重要性が周知され、かつ日々の業務遂行においてコンプライアンスを意識した判断と行動がとれるよう教育・研修を継続的に実施する。
 - (2) コンプライアンスに関する内部通報制度を整備する。

6. 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
 - (1) 監事からその職務を補助すべき職員について求めがある場合、必要な人員を配置する。

7. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項
 - (1) 当該人員の選任、解任、処遇の決定、評価については、監事の同意を求めることにより、理事からの独立性を確保する。

8. 監事の前号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当該人員が監事の補助業務中は監事の指揮命令に従い、監事の主要な会議に出席し、監事からの指示を実行するものとし、当該人員を変更する場合は監事の同意を得るものとする。

9. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
 - (1) 監事が作成する監査計画に基づき、理事及び職員は当協会の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監事にその都度報告する。前記に関わらず、監事は、いつでも必要に応じて、理事及び職員に対して報告を求めることができる。
 - (2) 監事が報告を求めたときには、理事及び職員は、迅速かつ的確に対応するものとする。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 理事は内部通報制度を整備し、理事及び職員が直接、監事に通報することが可能な体制とすると共に、監事への通報者が不利な取扱いを受けることのないようにする。

11. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 理事は監事が作成した監査計画に基づき、監事が職務を執行できるよう、その費用

を確保する。

12. 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

- (1) 理事及び職員は、監事監査業務に協力するとともに、監事の求める情報の提供をすることにより、監査の実効性を確保する。

事業報告の附属明細書

2022年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しない。